

別表

令和7年度 三芳町利用者負担（保育料）徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額・単位円）			
階層区分	定 義	0歳児から2歳児クラス		3歳児から5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。）		0	0
2	B	市町村民税非課税世帯		0	0
3	C 1	A及びB階層を除き市町村民税課税世帯であってその所得割の額が次の区分に該当する世帯	均等割額のみの世帯 （所得割のない世帯）	7,650 (3,820) [0]	7,510 (3,750) [0]
4	C 2		5,000円未満	8,600 (4,300) [0]	8,450 (4,220) [0]
5	C 3		5,000円以上	9,850 (4,920) [0]	9,680 (4,840) [0]
6	C 4		60,000円未満	10,700 (5,350) [0]	10,510 (5,250) [0]
7	C 5		60,000円以上	12,600 (6,300) [0]	12,380 (6,190) [0]
8	C 6		80,000円未満	15,150 (7,570) [0]	14,890 (7,440) [0]
9	C 7		80,000円以上	20,450 (10,220) [0]	20,100 (10,050) [0]
10	C 8		120,000円未満	27,050 (13,520) [0]	26,590 (13,290) [0]
11	C 9		120,000円以上	34,000 (17,000) [0]	33,420 (16,710) [0]
12	C 10		180,000円未満	40,000 (20,000) [0]	39,320 (19,660) [0]
13	C 11		180,000円以上	44,500 (22,250) [0]	43,740 (21,870) [0]
14	C 12		200,000円未満	49,000 (24,500) [0]	48,160 (24,080) [0]
15	C 13		200,000円以上	54,200 (27,100) [0]	53,270 (26,630) [0]

左記の利用者負担のほかに各施設にて実費負担があります。

詳細は巻末の各保育施設案内をご確認ください。

令和元年10月より利用者負担（保育料）は無償です。

実費負担例
・傷害保険
・行事費
・給食副食費（3歳児クラス以上）
・教材費

※該当年度初日4月1日時点での年齢が翌年3月末までの在籍クラスとなります。

例）4月1日時点で2歳児であり年度途中で誕生日を迎え3歳児になった場合、その年度末までは2歳児クラス在籍となるため2歳児クラスの保育料が適用されます。

※A階層を除き、4月から8月までにあつては前年度分、9月から翌年3月分までは当年度分の市町村民税が対象。